

宍粟市立神野小学校いじめ防止基本方針

1 学校方針

すべての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動に取り組むことができるよう、教職員が児童とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「宍粟市立神野小学校いじめ防止対策基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

- (1) いじめは、人間として許される行為ではない。しかし、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、学校、家庭、地域が連携し、一体となって未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
- (2) 学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対応し、さらにその再発防止に努める。
- (3) 「いじめが起らない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく。

3 いじめの防止等の指導体制、組織的対応等

(1) 校内指導体制

「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行うこととし、「いじめ問題対策委員会」が中心となってその対応にあたる。

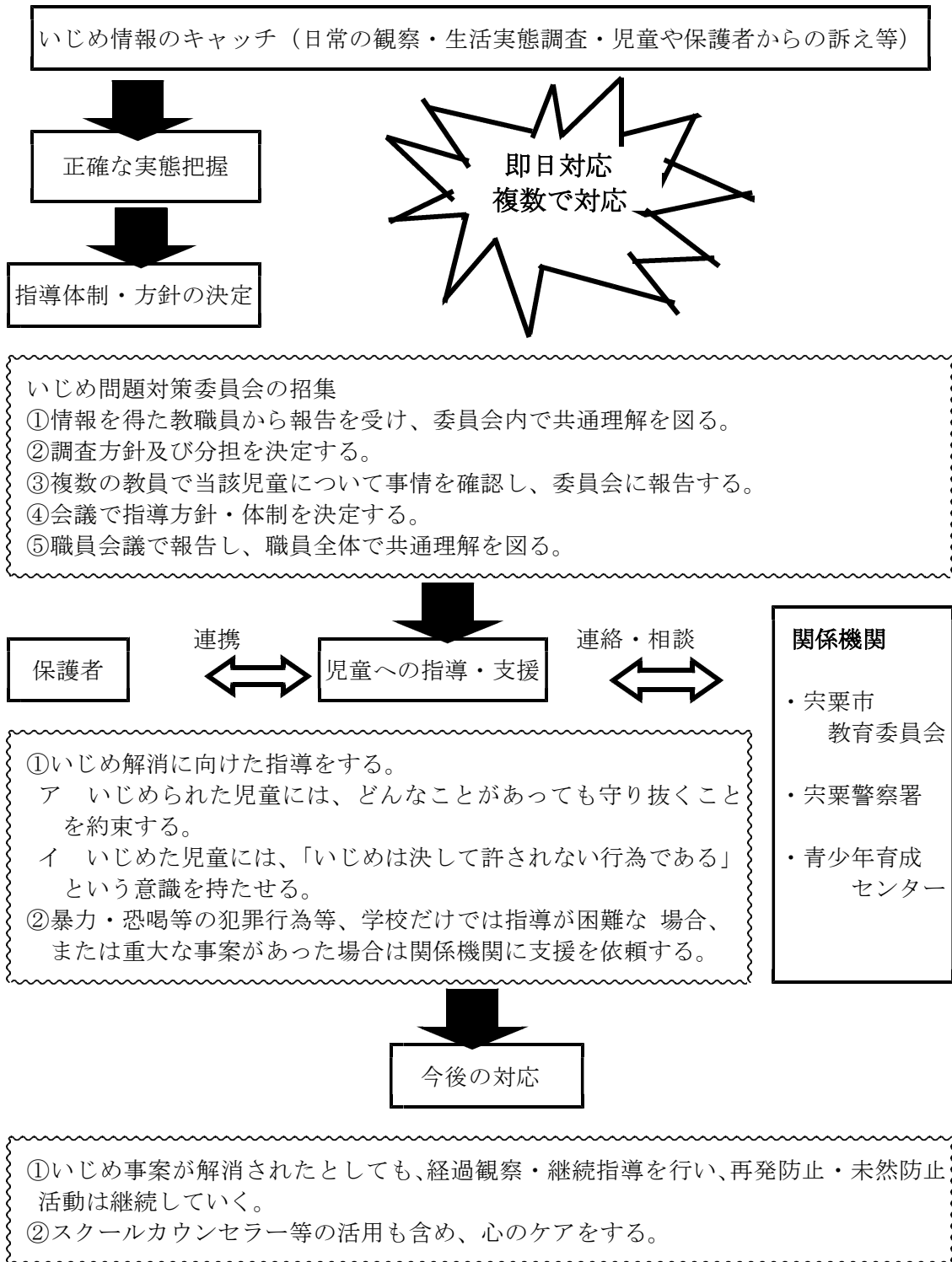
「いじめ問題対策委員会」の構成員は、校長・教頭・生徒指導担当・各学年部の代表者・その他校長が必要と認める者（養護教諭・スクールカウンセラー・学級担任・心理・福祉等の専門家等）とする。

「いじめ問題対策委員会」は、定期的に各月1回及びスクールカウンセラー勤務日（年10回）に開催する。また、いじめが認知された場合やいじめの可能性のある場合は速やかに開催する。

(2) 未然防止及び早期発見等の取り組み

教職員が一人ひとりに寄りそった児童理解に努める。また、生活健康指導部が中心となり、定期的な生活実態調査として各種アンケート（いじめアンケート、学校生活アンケート、Q-Uアンケート、ヤングケアラーアンケート、保護者向けアンケート）を行う。そして、それらをもとに児童の共通理解等、いじめ防止の取り組みを体系的・計画的に行う。また、いじめの未然防止、早期発見のあり方等、いじめの対応に係る教職員の資質向上を図る研修を計画的に実施する。

(3) いじめを認知した際の組織的対応



4 重大事態への対応

重大な事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けている児童の状況で判断する。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」等は、学校が判断し適切に対応する。

身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合は

- ①速やかに宍粟市教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②宍粟市教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、緊急保護者会議を実施する。
- ④マスクミ対応は、情報の窓口（管理職）を一本化する。

5 その他の事項

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

この定義に基づき、いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ問題対策推進委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直すものとする。

本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、いじめ防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。

また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、学校評議員、保護者等地域からの意見を積極的に聴取する。